

全国就労移行支援事業所連絡協議会 課題共有カンファレンス 2015

平成 27 年 6 月 5 日
全国社会就労センター協議会（セルフ協）

1、セルフ協とは

- 昭和 52 年に全国の障害者の働く施設（旧法授産施設）関係者が大同団結（※）し結成された。現在、約 1,600 施設・事業所が加盟、47 都道府県中 46 か所に地方組織が設置されている。

（※）生保・社会事業授産施設の団体の「全社協 授産事業協議会」、「身体障害者職業更生施設協議会」、「愛護協会」（日本知的障害者福祉協会の前身）の授産部会の会員施設により結成

- 社会就労センター（SELP）は唯一社会経済活動を行っている福祉施設・事業所である。働く意欲がありながら障害等の理由により、一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々の社会的就労の場として、利用者である障害のある方々のニーズをふまえ、就労支援、生活支援などのサービスを提供し、利用者の“働く・くらす”を支援している。

※ 「セルフ（SELP）」とは、英語の Self-Help 「自助自立」から作られた造語である。授産施設に対する理解を幅広く社会から得るため、関係者の意識改革と施設の体質改善、事業振興の推進の一環として、新たな名称として設けたものである。（平成 7 年に組織決定）

S = Support（支援）／E = Employment（雇用）

L = Living（生活）／P = Participation（参加）

- 就労移行支援事業を実施する会員施設・事業所数は 600 弱（※）である。事業部会編成の見直しにより、平成 25 年度より事業毎の 5 つの部会を設けているが、その中の 1 つに「就労移行支援事業部会」がある。

（※）多機能型を含めての数であり、単独型の事業所はほとんどない状況にある。

2、セルフ協の就労移行支援事業に関する意見

- 平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行前に、法に盛り込まれた検討規定（施行後 3 年目途の見直し）に対応するために「障害者総合支援法の施行後 3 年の検討のための提言」を平成 25 年 2 月にとりまとめた。提言別紙（「働く・くらす」にかかる現行制度の課題と改善の方向）の中で、各事業の「現状と課題」「改善の方向」を整理している。

（以下、就労移行支援事業に係る部分（抜粋））

- ・【利用要件】 就労移行支援の利用（暫定支給決定を含む）を経なくても、多様な

関係者の合議体による、障害者の希望と支援の必要度に基づいた適切なアセスメントによって就労継続支援B型を利用できるようにする。

- ・【標準利用期間】標準利用期間を設けるといふ原則は維持しつつ、個人の必要性や状況等を踏まえた柔軟な対応を可能とする見直しを図る。
- ・【定着支援】定着支援に専念できる専門の職員（ジョブコーチなど）を配置するなど、アフターフォロー制度の充実を図る。
- ・【入退所のバランス】就職実績が高い結果として定員充足が困難になっている事業所については、報酬の定員払い化や就職後の一定期間の給付が必要である。
地域の状況に基づいた事業所数の設置が必要であり、地域の障害福祉計画に基づく事業所数とする。

- この間の報酬改定も含めた制度対応については、就労移行支援事業部会・幹事会における協議内容も踏まえ、制度・政策・予算対策委員会等において議論をし、まとめている。上記提言の更新作業についても、就労移行支援事業部会・幹事会における議論を反映している。

平成27年度事業においては、B型事業所を利用される方の中でも、A型事業所で働き賃金を得られる可能性のある方に対しては、A型事業所で労働者として働いていただけるような移行方策についても提案を図ること等も見据え、就労継続支援A型事業の検討も進める予定である。

※ 就労継続支援A型、就労移行支援のより一般就労に向けた支援の場も重要との認識。

3. 障害者総合支援法施行後3年目途の見直し検討に向けて

- 「一部の施策に偏ることのない、一般就労、福祉的就労、住まいの場などのトータルな支援により障害者の就労を支えること」を基本的な考え方の1つとして、これまで意見してきた。就労継続支援（A型・B型）、生活介護事業、生保・社会事業授産施設などとあわせて、働くことを希望する障害者の働く場を確保していくことが重要である。
- 多様な就労の場の一つである福祉的就労の底上げをはかるために、「高工賃をめざす事業所を支えるための制度を拡充する」ことが必要であると、これまで意見してきた。各事業者が創意工夫をもって高工賃を目指して努力していくことが大前提ではあるが、積極的に取り組みを進める事業所が安定・継続的に仕事が確保できるよう下支えをし、福祉的就労全体を底上げするためには、
 - ・「工賃向上計画の推進」
 - ・・・ 安定的な仕事の確保につながる官公需・民需の拡大に向けた各種施策の導入、営業職員の配置をはじめとした事業所の体制強化

- ・「優先調達推進法の活用」
 - ・・・ 官公需の一層の推進のための各種措置の強化、同法附則にある調達実績等を評価して公契約の落札者を決定する仕組みの具体化
- ・「共同受注窓口の活用」
 - ・・・ 立ち上げ経費と継続的な運営費の確保策（障害福祉サービス等給付費の活用含め）の具体化
- ・「民需の促進」
 - ・・・ 発注促進税制にかわる新たな民需促進策（在宅就業支援団体の登録要件の緩和、法定雇用率を引き上げた上でその一部を障害者就労施設への発注で換える仕組みの導入）の導入

などが必要ではないか。